【意匠登録を受けようとする部分の特定方法】(部分意匠)

・意匠出願では、保護したいデザイン部分を明確に示す必要があります。

**〇特定方法**

①線の使い分け

⇒実線：意匠登録を受けようとする部分

⇒破線：その他（登録対象外の参考部分）

※線幅：実線＝破線

②彩色

⇒出願の意匠に含まれない単一色で彩色する

**〇**図面の具体的記載方法

・６面図：意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く。

・断面図：6面図に同じ。(断面のハッチングは描き分けない。)

・拡大図：周縁部が「その他の部分」である場合は、破線で描く。

**〇**「意匠登録対象部分」と「その他の部分」の境界について

①形状線を利用する

・「意匠登録対象部分」を実線で表す場合、該当部分は実線で閉じられた領域となる。

・領域の輪郭が形状線（例えば、角部の実線）と一致すれば、輪郭全体を実線で描く。

・つまり、領域の内側と輪郭以外を破線とする。

②補助線を用いる

・「意匠登録対象部分」と「その他の部分」の界に実線が存在しない(平面的な)場合。

・一点鎖線を用いて境界を示します。

**〇**「その他の部分」の記載方法

・「意匠登録を受けようとする部分」の物品等の全体における位置、大きさ、

範囲が特定されるように表します。

・上記要件を満たしていれば、詳細な描写は必ずしも必要としない。

・つまり、細部をある程度省略してよい。